

第 15 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 30 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

建築基準法及び旅館業法の改正に伴い規定を整備するとともに、開発登録簿の写しの交付手数料の徴収単位を改める必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の項中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「イ 旅館営業 22,000円」を削り、「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に改め、同表80の項中「用紙1枚」を「1件」に改め、同表97の項中「、第8項ただし書」を削り、「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表99の2の項、100の項、106の項、108の2の項、109の項、114の項及び121の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

- 1 この条例中別表第2の80の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から、同表97の項並びに99の2の項、100の項、106の項、108の2の項、109の項、114の項及び121の項の改正規定は平成30年4月1日から、同表9の項の改正規定は同年6月15日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の9の項の規定は、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定による許可の申請に対する審査の事務に係る中野区事務手数料条例第1条に規定する事務手数料についても適用があるものとする。